



2002年協同組合報告分析ノート(3)

2002年国際労働会議

協同組合促進委員会報告

～提案、論議及び採択～(抄訳)

出展 International Labour Conference 90th Session, 3-20 June 2002

Report of the Committee on the Promotion of Cooperatives

Submission, discussion, and adoption

島村 博(協同労働法制化市民会議)

訳出にあたって

委員会の論議に関する部分に限って紹介をしたい。したがって、外交辞令に当たる部分はすべて割愛する。しかも、抄訳というよりかは、いわば立法当事者とも言うべき政労使三者による報告内容の把握を中心として訳出紹介を試みるという意味で、正確には摘訳と呼びたい。

ただし、政府側発言に関しては、我が国の立法政策に影響を与える可能性が少ない国々の発言は、すべて割愛する。また、内容に説き及ばない発言も同様とする。

資料批判の見地から、英語版で意味が通りにくい箇所については、英語版及び仏語版の双方を参照しつつも、翻訳本文は英語版を定本とし、脚注で仏語版とその訳を掲げ、読者の便宜に供することにする。ただし、仏語で陳述をしている者については仏語を定本とし、英語版との対比を行わない。

()内の表記は、暫定的な議事録という性格に災いされる文章の欠陥を糾すべく訳者が付した最低限の補注である。

< >で括ってある個所は、元は地の文章となっている所であるが、明示のために付した。

語句に下線を施してある個所には、参考のために()内に原語を付した。

なお、レベル・プレーイング・フィールドの観念は使用者側の主張中の枢軸的観念であり、今後において彼らに限らず政策アспектとしてそれが有する重要さをいささかも減じるものではないので、議事録での表記に代え敢えて“level playing field”という表記をなし、読者の注意を促すことにした。

議長及び報告者に限って、読者にとって読みづらいものがあると思慮するが、述語を、「です。ます。」調にしてある。

議長(フランス語にて)

皆さんのお手元に暫定議事録の第23に収録された協同組合促進委員会報告が配布されています。委員会役員は、以下の方々です。議長、プシキエビッチ氏、ポーランド政府側委員、使用者側副議長、タン氏、フィリッピン、労働者側副議長、パテル氏、南アフリカ、報告者、レイビオさん、フィンランド政府側委員。

レイビオさん、協同組合促進委員会報告の提出をお願いします。

レイビオ氏(フィンランド政府側派遣委員、委員会報告者)

委員会は14回の会議を持ちました。委員会により用意された勧告本文を含む報告が皆さんのお手元にある暫定議事録第23に収録されています。国際労働委員会(ILO)執行委員会は、協同組合(途上国)勧告(1966)の採択以来全世界的規模で協同組合の状況に影響を及ぼしてきている重大な政治的、経済的变化をまのあたりにし、1999年3月に、勧告を採択する目的で第89回及び第90回国際労働会議(ILC)の議題に協同組合の促進という項目を設定することを決定しました。執行委員会は、全世界的に承認される新しい勧告基準が協同組合をして、その自助及び雇用創出の潜在力をより申し分なく発展させ、かつ、失業を含め現代の一連の社会・経済的諸問題に対処することを可能にするのではないかと、この感触を持っていました。

協同組合とは、組合員の諸資源をプールすることによって組合員に発言権を与え、かつ、かくして、拡大しつつあるグローバルな取引市場で効果的に競争し、社会統合を進める組合員自身の能力を高めるものです。

委員会は、審議に先立ち会議報告IV(2A)、IV(2B)を手渡されています。当該報告は、昨年委員会が練り上げた勧告本文に関し委員会の構成諸機関より受領したコメント及び修正提案を要約したものです。

委員会の審議を受けて成った勧告本文は1966年勧告と大いに異なり、それを修正し取って代わるものです。

勧告案は、バランスがとれ事実上ユニバーサルな性格を有し、ILOの構成諸機関

その他の、協同組合開発に関与する諸機関に対する具体的かつ有用な手引きを与える勧告本文を練り上げる上で政労使三者が為した共同の努力を証すものです。

勧告本文は、ILOの価値及び協同組合運動の価値と完全に符合しています。かくして、前文で承認したことは、仕事の創出、諸資源の動員及び経済への貢献における協同組合の役割の重要性です。前文でフィラデルフィア宣言、労働の場における基本的な原則及び権利に関するILO宣言、ILOの基本的諸条約のみならず他の一連の重要な本文についても言及がされています。

勧告本文で協同組合がすべての経済セクターで事業を行なうことを承認し、かつ、当該勧告の適用範囲はすべての類型及び形態の協同組合に及ぶと明記しました。それはILO及び国際協同組合運動の展望を反映する協同組合の定義を与えています。

当該の定義は、自助、自己責任、民主主義、平等、衡平及び連帯という(世界で)認められている協同組合の価値並びに正直、透明性、社会的責任及び他者への配慮という倫理的価値(というものであり、それ)が勧告本文に挿入されることで一層磨きがかけられています。

ICAにより開発された協同組合原則は付属中で言及されています。これらの原則とは、自発的で開かれた加入、組合員の民主的な権力、組合員の経済的参加、自治及び独立、教育、訓練及び情報、協同組合間協同、コミュニティへの関与というものです。

委員会は、協同組合の自治という原則を断固として支持しつつ、水平的な競技場(level playing field)の上でビジネスを行なう他の企業と並んで協同組合が事業を行う諸手段を求め相当の時間を費やしました。

この問題に関する審議の結果が本文の第二節で提示されています。各国政府は、協同組合の本性及び機能に合致する支援政策及び法的枠組を定義し、かつ、適用することを要請されており、また、かかる支援環境の諸要素が確定されています。

勧告本文で確定された国内政策のためのその他の重要な分野には、労働立法がすべての企業で適用されることを保障し、かつ、**<協同組合における、及びその労働における両性の平等の促進>**、**<組合員、労働者、経営陣の技術的、職業的、起業家的及び経営上の諸能力の開発>**、**<労働の場における安全衛生基準の規定>**、**<協同組合によるクレジットの利用及び市場参入の容易化>**といった最良の労働慣行を保障することが含まれています。

すべての適切な水準での協同組合の原則及び実務の教育及び訓練並びに協同組合に関する情報の広範な普及についても相当の注意が払われています。

社会的に不利な立場にある人々 (disadvantaged groups) 及び地域の利益となる活動の開発と同様に協同組合運動のすべての水準において女性の参加を推進することに格別の考慮が要請されています。

勧告本文は、各国政府に、所謂インフォーマル経済において、しばしば生存をギリギリ維持する活動であるものを、メインストリームの経済活動に完全に統合され法的に保護が与えられる労働に変容させる上で協同組合が果たす重要な役割を促進せしめることを要請もしています。

勧告本文は、バランスの取れた社会が強力な政府セクタ、民間セクタ並びに強力な協同組合、共済セクタの存在を必要とすることを承認しています。政府が支援政策及

び法的枠組を提供するべきであるというのは、この文脈においてのことです。

協同組合のための一連の重要な支援が、それを供与するためのガイドラインに沿って確定されています。加えて、協同組合セクタにすべての水準で重要な支援を提供し得る (EU といった) 領域で (in area) 国際協同のための一連の提案が確定されているように、使用者及び労働者の団体並びに協同組合組織の本質的な役割が確定されています。

委員会により練り上げられた勧告本文が包括的でもあれば未来志向でもあるということ^{きんかい}を指摘することは欣快とする所であり、また、勧告が今後において価値あるガイダンスを加盟国その他の協同組合促進に関する機関に対し提供するものとなることは確かであると思えます。

タン氏 (使用者側派遣委員、フィリッピン、使用者側副議長)

使用者側派遣委員として本年この主題の第二次討議にやってきた折、私どもは多くの障害に直面していた。起案だけではなくその本質つまり勧告案の趣旨という面においてもである。

しかし、公平に言って委員会のハードワーク及び努力を多とするものであり、一致した内容、見解もあった。これらの点から説き起こしたい。

1. 政労使の諸組織の回答から明白であったことは、我々は ILO を構成する広範な加盟諸国に受け入れられ得るユニバーサルな本文を欲している、ということである。

2. 我々は、協同組合の原則及び価値が、これら原則の説明又は例証が含まれないにしても勧告案の本文に編合されるべきである (had to be incorporated) として、当該の原

則及び価値の重要性を裏書した。

3. 我々は、協同組合の促進のために支援政策及び措置を講じる政府の役割に、<必要ある場合に>、<国内の法律及び慣行に合致して> という制限を付ける必要について微塵の曖昧さも持っていなかった。

4. 我々が同意したことは、使用者側及び労働者側の団体は、それぞれの依命に従い、組合員の要求に対応する適性を有する自助のビジネス企業である協同組合を促進する上で果たすべき役割を有する、ということであった。我々は、協同組合間の国際的及び国内的協同の必要性も理解していた。

勧告案の本文は、特性及び強度において濃淡の差はあるにしても、これらの効果及び観念を反映している。それは、しかし、本文に欠陥がないわけではないし、率直に言って我々の内の幾たりかは、勧告案は我々が根本性格と信じるいくつかの原則を十分に支持するには程遠いという点でいささかの留保をつけている。これらについて逐一論じることにする。

1. 昨年来我々が直面した主要な論点は、勧告本文の焦点を協同組合及びその促進に合わせるのか、それとも、協同組合における労働者の権利及び労働基準の促進に合わせるのか、ということであった。オリジナルのテキスト及び前文を読んで非常に失望した。なぜならば、協同組合への言及を含まず、労働者の権利及び労働基準に関する ILO 本文への言及しかなかったからである。

委員会は、最終的に、前文で協同組合にとって特有な 3 つのパラグラフを受け入れることで我々の憂慮の正当性を承認した。そして、今や、少なくとも、当該テキストの前文及び勧告案は協同組合の促進にとって辛くも意義を有するものになった。それは、

我々がなんとか折り合いをつけることができる定式化である。

前文は、とはいえ、協同組合のために想定された真に促進的な本文の安全な境目を超越して労働基準が侵入している唯一の個所ではない(*)。

(*) 英語版 not the only place where incursions of labour standards over the secure borders of truly promotional instrument for cooperatives occurred、仏語版 n' pas la seule partie ou les norms de travail ont franchi la frontiere d'un veritable instrument de promotion des cooperatives 「前文は、協同組合促進の紛い物ではない本文の境界を労働基準が突破している唯一の部分というわけではない」とある。

政府の政策枠組及び役割の節では、ILO 基準を促進し、かつ、協同組合における労働立法の侵害に先行的に対処するイニシアチブを国政に含めることに我々は疑念を呈した。なぜならば、こういったことは協同組合促進のための本文において占める余地がないからである。しかし、我々は我々の意図の純粋さへの支持を克ち得ず、大多数の人々の希望を甘んじて受け入れざるを得なかった。

そして、各国政府側委員及び最終的には労働者側委員の寛容さに感謝すべきことは、協同組合の労働者に直接に影響を及ぼす決定に参加する権利、及び、団体交渉のための情報を利用する権利を労働者が行使することを勧告に含める着想を取り下げたということである。含めようものならば、社会的

パートナー間において協同組合促進のための実効的な勧告を採択しようとする合意の形成を危険に晒すはめになったことであろう。

2. 第二の基本的な論点、争点すなわち勧告の真髓に当たるものは、協同組合を処遇するにおいて“level playing field”の原則を維持することは論議の余地のない定言命令である、というものであった。この主題に関する論議は長たらしいだけではなく深遠なもので、危なっかしいものでもあった。

使用者側の仲間内でも政府側委員の間ですらも、先進国から派遣された者の見解と途上国から派遣された者の見解とが常に一致したというわけではない。それは、経験の差異を考慮に入れば理解し得ないことではない。巨大な強力な協同組合についてだけ知っている者は協同組合向けの優待の処遇を受け入れることができないし、もっぱら小規模な、農村域の農業協同組合又は消費協同組合の経験しか持たない者は、より一層の柔軟性を欲した。

しかし、少なくとも使用者側委員の間では“level playing field”の概念をめざして突進する統一戦線が存在した。

かくして、「協同組合の範囲、定義及び目的」の節で、競争概念がまさに冒頭のパラグラフで確定を見た。そこでは、「協同組合が経済の全てのセクタで事業活動を行なうことが承認される」と宣せられている。

同節では、次いで、協同組合の定義づけに至り、そして、何よりもまず、所得形成活動を発展させる協同組合の潜在力を促進させる諸措置の規定に及んでいる。

政府の政策枠組及び役割に関する第II節では、“level playing field”の論議は、協同組合のための措置を採用するにあたり政府

に柔軟さを認める措辞の形態で良き妥協を収穫するものとなった。かくして第6パラグラフで、各国政府は、私が引用をしてみることにするが、「協同組合監督のために、協同組合の本性及び機能に適合する諸要件に基づき、協同組合の自治を尊重し、かつ、国内法及び実務に合致するとともに他の形態の企業及び社会組織に適用される諸要件と同程度に有利である諸施策の採用に備える」支援政策を提供するべきであると規定されている。

これは、勧告の重要な規定の一つである。

再び、パラグラフ7(2)において、この原則は激しい論議の後で再び繰り返されている。引用をしてみれば、「協同組合は、国内法及び実務に合致するとともに他の形態の企業及び社会組織に適用される諸要件と同程度に有利な諸要件で処遇されなければならない。政府は、適切である場合には、雇用促進又は不利な立場にある集団若しくは地域に利益を与える活動の開発といった特定の社会的及び公共的政策課題を満足させる協同組合の活動のために、支援施策を導入するべきである。かかる施策で、何よりもまず、かつ、可能な限り、税の優遇、貸付、助成金、公共事業計画への関与及び特別調達の提供を掲げることができる」と。

協同組合の促進に関する公共政策の履行に関する第三節では、何よりもまずクレジットの利用のごとき支援措置の前に“favourable”(有利な)及び“preferential”(優待される)という術語の挿入が試みられている。こういった術語は“level playing field”概念を弱めかねないものである。そうではなく、我々は、これらの術語を政府側及び労働側に削除するよう要求し、彼らは、三者協同という(*1)振る舞いで(in a gesture)

左様に振舞った。かくして、我々は、この節において、投資、金融及びクレジットといった支援サービスを協同組合が利用(*2)することを容易にするための措置を各国政府が、必要がある場合に、採用するべきであるとの事実を強調する規定を採択した。

(*1) 英語版 of tripartite cooperation、仏語版 dans le contexte de notre cooperation tripartite 「我々三者が協同するということとの関連で」とある。

(*2) 英語版 facilitate the access of cooperatives to support services, such as investment, finance and credit、仏語版 facilitent l'accès aux cooperative set aux services de soutine tells qu'investments, finances et credits 「我々は、協同組合及び、投資、金融及びクレジットといった支援サービスの利用を促進する措置を講じることが重要であると考えている」とある。仏語版は、文脈が乱れている。一応そのままに訳したが、正確には、「我々は、協同組合による投資、金融及びクレジットといった支援サービスの利用」という文脈となるはずである。

こういった全ての行動は、“level playing field”のストレートな宣言という単刀直入さを緩和し、かつ、かかる手法は委員会において合意に至る道を掃き清めるものであった。

国際的には決して受け入れられない social sector (社会的セクタ) という概念の労働者側による主張に係る論争もあった。委員会の適切な感覚及び智恵のおかげで、この

フレーズは断念された。Social audit というフレーズは、多くの国の現実を反映するものではないので、それについても同一の態度が示されればよかった。しかし、我々は、術語の価値に留意するというよりかは、ふたたび、多数の意志に従わざるを得なかった。

我々は、今や、全体として合理的な勧告本文を手に行っているし、それは、我々が関心を抱いている事柄に対処するものである。すなわち、(仏語版では、ここに、「第一に、」とある) 前文は協同組合の促進のための状況を明らかにしているし、これは労働基準によりバイアスがかけられ、希釈化されたものである。(仏語版では、ここに、「第二に、」とある) 協同組合の原則及び価値は申し分なく示されている。(仏語版では、ここに、「第三に、」とある) 勧告本文はユニバーサルに適用されるものである。(仏語版では、ここに、「第四に、」とある) テキストには自由競争の観念が徹底的に叩き込まれているし、それは、相当程度において、“level playing field”の原則を保存するものである。(仏語版では、ここに、「第五に、」とある) 特有の社会的及び公共政策的効果を有する協同組合の活動のために、国内の法律及び慣行に応じ他の企業に与えられるものと比べ同じように有利な支援サービスを協同組合に供するにつき政府に柔軟性を与え、かつ、必要とされる場合に与えることを政府に許容することで(*) 工業国と途上国との間のギャップを埋めるものである。

(*) 下線部分に該当する文章は仏語版にはない。

この勧告は、我々は受け入れることがで

きるし、我慢することもできる。しかし、付属に関しては留保をつけている。我々の見解は、純粋に技術的な見地からは、勧告に付属を付する必要はない、ということである。真実、付属はステートメントの抜粋に過ぎず、説明として役立つものではあっても、法的に言えば勧告の不可分の部分をなすものではない。なぜならば、抜粋はILO文書ではなく、そのテキストは委員会によりその細部が吟味されたわけでもない。

パテル氏(労働者側派遣委員、南アフリカ、促進委員会労働者側副議長)

我々は建設的かつ友好的な論議を行なった。パラグラフ案の圧倒的多数が同意によって採択された。ILOの勧告本文は、世界における経験を反映し、現代の挑戦的課題(our challenges)に対する意義ある回答を提出するものである。現代の中心的挑戦課題とは、経済のグローバルな統合に由来する手厳しい重圧(the relentless pressures of global economic integration)に如何に対応するのか、ということである。グローバリゼーションはある人々の利益となっている。それは、急激な成長、現代化を伴いつつ、資産ストックの巨大な膨張に繋がっている。重大な社会的損失、深刻な貧困、所得格差の増大、富の莫大な集中そして大規模な失業とも関連しあっている。ここ数年来目に付くことは、グローバリゼーションへの対応をめぐる奥深い探求である。ある者は経済的統合に轟然たる非難を浴びせ、過去の確実性に回帰する道を探りつづけている。他の者たちは、グローバリゼーションをヒューマンで社会的な利益に仕えさせるために、グローバリゼーションを組み替える(*)方法を探した。後者の努力はILO内での

多大な反響を呼び起こした。それは「グローバリゼーションの社会的局面に関する国際委員会」の設立の背景にある推進力であった。

(*)英語版reshape、仏語版でremodeler。

ILO事務総長は、『ディーセント・ワーク』報告で、健全かつ社会的な支柱を欠いたグローバル経済は安定性と政治的確実性を欠くものとなろうと記している。

社会的支柱をめぐる論議の大半は、多国籍間の諸制度の役割、グローバルな水準での公的政策による介入(*1)の重要性といったマクロの図柄を焦点としている。欠落しつづけてきたものは、どの国であっても富を創出する機構の重要な部分である(*2)企業に対する十分な反映である。協同組合はグローバリゼーションという大規模な挑戦に応答する上で驚くほどに適切な形態である。19世紀に協同組合は倫理的価値及び、財貨及びサービスの生産及び消費は人間的価値及び人間の連帯の促進と両立しようとの観念に基づいて設立される経済活動というビジョンに対する直接的な回答として発展した。我々の見地では、これらの価値は、グローバル化する現代世界において以前よりもずっと意義を増しており、重要になっている。

(*1)英語版でpublic policy interventions、仏語版では、interventions des pouvoirs publics「公的権力による介入」とあり、こちらの表現の方が意味は通りやすい。

(*2)英語版でimportant part of the wealth-creating machinery of every

country、仏語版では *un important mecanisme de creation de richesse a la echelon national* とあり、「国の水準で富を創造する重要な機構」とある。

協同組合の広範囲にわたる促進がバランスの取れた社会及び混合経済にとって絶対に不可欠であるのは、かかる理由に基づく。協同組合は社会的かつ倫理的価値を吹き込まれた企業形態であり、それは副産物ではなく主要かつ明白な目的である(*1)。協同組合は経済的価値と社会的価値との交換という観念に基づいているのではなく、両者の混交として(存立するもの)である(*2)。

(*1) 英語版 *cooperatives are form of enterprise inspired by social and ethical values, not as a by-product, but as the key and explicit objectives*、仏語版 *les valeurs ethiques et sociales sur lesquelles se fondent les cooperatives ne sont pas des aspects secondaires mais des aspects essentiels et explicites*、「協同組合が立脚する倫理的及び社会的価値は副産物でなく、絶対に不可欠で明白な目的である」、とある。英語版の表現には、難がある。

(*2) 英語版 *they are founded not on the notion of a trade-off between economic and social values, but as a fusion of the two*、仏語版 *les valeurs economiques et sociales ne s'excluent pas mutuellement mais forment un tout*、「当該の経済的及び社会的価値とは相互に排除しあうものではなく、

一の全体を形作る」とある。英語版の表現は平板で、意味がとりにくい。

この勧告本文は、示差的な社会セクタ、つまり、起業家的精神と社会的魂とを結合するセクタを引き立たせるものである。勧告本文は、我々の見解では、社会的正義及び経済的実効性の探求に対し時宜に適い、かつ、適切な寄与を為すものである。前文で重要な礎石が据えられている。フィラデルフィア宣言から、労働は商品ではないと宣言するかの人口に膾炙した措辞が引用され、かつ、グローバル化の利益の衡平な配分に取り組むには人間的連帯のより強力な形態が一国的及び国際的水準で必要とされることを承認した。

尽きる所、勧告は、ディーセント・ワーク及び社会的発展という広い枠組の内に協同組合を根付かせるものである(*1)。本文テキストにおいては、勧告は協同組合の三当事者的性格 (the tripartite character)すなわち協同組合の組合員のニーズ、協同組合で働く者のニーズ、協同組合企業のニーズの現実を反映するものである。それはかくの如くバランスが取れ、包括的で適切な仕方で為されている(*2)。

(*1) 英語版で *roots cooperatives in the wide framework of decent work and social development* とあり、仏語版で *inscrit les cooperatives dans le contexte du travail decent et du development social*、「協同組合をディーセント・ワーク及び社会的発展の文脈において記す」とある。

(*2) 英語版で *it does so in a balanced... manner*、仏語版で *ces besoins sont*

exposes de maniere exhaustive, equilibree et correcte, 「これらのニーズは徹底的で、釣り合いの取れた正確な仕方で述べられている」とある。

さて本文で取り扱われている幾つかの主要な論点に立ち返ることにする。第一に、勧告は、協同組合のための、及び、協同組合の価値、理念及び基準を提供している。勧告はILOの価値を吹き込まれている。ディーセント・ワークはILOの活動のための定義枠組となっており、この本文を通じて協同組合はこの枠組に完全に統合されている。勧告で、労働における基本的原則及び権利の宣言、中核的労働基準、その他の一連の労働基準について言及がされている。前文は、いかなる差別もなしに協同組合で働くすべての者に適用されるべき基本的な国際的労働基準を規定している。このようにして、本文は、雇用基準、労使関係及び社会的保護の領域でのILOの独特な知的基盤(knowledge base)及び経験を基礎としている。それは、ILOが協同組合に関する国際的な政策枠組にもたらしている比較優位を取り入れたものである(*)。

(*) 英語版で it incorporates the comparative advantage that the ILO brings to the international policy framework on cooperatives、とある。仏語版で elle tient compte de l'avantage comparatif que represente l'OIT dans le domaine de la politique internaionale sur les cooperatives 「ILOが協同組合に関する国際的政策の分野で示す比較優位を斟酌したもので

ある」と。

本文案は、協同組合運動が立脚する価値及び原則も反映している。そして、ILOは今やそれを裏書した。民主主義、平等、自助、自己責任、衡平及び連帯という協同組合の価値、及び、正直、透明性、社会的責任及び他者への配慮という倫理的価値がそれである。協同組合の原則は、なにかんずく、組合員の経済的参加、組合員の民主的な権力、自治及びコミュニティへの関与を含んでいる。当該の価値及び原則は本文に哲学的かつ道徳的色調を付しており、本文案の実体的側面を左右する。勧告は、非差別という価値への深い関与を指示し、特に、加盟国に協同組合における、かつ、協同組合の労働における両性の平等の促進を要請している。かかる関与は重要である。なぜならば、多くの国々で女性は協同組合における労働者のマジョリティーを成しているからである。

第二に、勧告は、現代経済の示差の重要なセクタの一部たる協同組合を促進するものである。協同組合は、明らかに一連の公共政策(*1)を促進する経済組織の形態である。協同組合の特殊かつ示差の特徴は、利潤の最大化又は株主の価値(*2-1)を優先的目的とするものではない、というものである。協同組合はステークホルダーの価値を他の何よりも優先させるものである(*2-2)。協同組合の明白な目的は、エコノミストならば「公共財」と名づけるような事柄を、すなわち、雇用の促進及びコミュニティ開発を包含するものである。勧告はこの旨を承認し、かつ、加盟国に、連帯の精神を吹き込まれた企業であり組織たる協同組合が地域において社会的に不利な立場にある人々を含め社会のニーズに応え、かつ、彼らの社会的

統合を達成することを可能にするべく、特定の支援措置を講じるよう要請している。雇用促進の達成こそが、特に、かかる支援措置の主要な結果として確定されている。明白な目的としてこういった特徴を有する企業は、しばしば、社会的経済又は社会的セクタの成分として言及され、また、私的セクタからも公的セクタからも別個で相違するものと見なされる。この概念は本文において明白に承認されている。

(*1) 英語版で **a range of public policies** とあり、仏語版で **tout un ensemble de politiques publiques**、「公共政策のまさに総体」とある。

(*2) 英語版では二文であるが、仏語版では一文と成っているので、双方の箇所を一緒に検討する。

(*2-1) において英語版で **profit maximization or shareholder value** とあり、仏語版で **de realiser les plus grands profits possibles, ou des plus-values tres importantes pour les actionnaires**、「可能な最大利潤又は株主にとって殊に重要な追加的評価額を実現すること」とある。

(*2-2) において英語版で **they place stakeholder value above all else**、仏語版で **de tenir compte avant tout des interets des parties prenantes**、「就中、関係者の利益を考慮に入れる」とあり、英語版のような明快さが失われている。

勧告は、金融、投資へのアクセスを含めて協同組合を手助けする一連の、非常に実践的な支援サービスを規定している。それは、

協同組合の生産性及び競争能力の水準並びに協同組合が生産する財貨及びサービスの品質を不断に改善する必要を承認したものである。

こういったすべてにおいて勧告は、経済の最も進んだセクタで事業が行えるよう、現代的で、ダイナミックな協同組合運動のための基礎を据えるものとなっている。勧告は、税制優遇、貸付、補助金、公共事業計画への参入等、国が協同組合の促進において果たすことができる支援的役割に力点を置いている。国によるこれらの支援の諸契機は、特有の社会的、公共的政策の諸目的の達成と結び付けられている。同時に、勧告本文は協同組合にとっての自治の重要性を承認し、かつ、国による支援が促進される場合でも、協同組合の独立性をしかるべく尊重しつつ為されるべきであるとしている。

第三に、勧告は現代の主要な労働市場の挑戦を取り扱うものである。勧告本文は、協同組合及び政府に対し、インフォーマル経済、雇用関係の隠蔽 (**disguised employment relationships**)、人材開発、最良の労働関係概念に関連する分野でガイダンスを与えるものとなっている。

インフォーマル経済は、30年以上にわたり ILO の重要な論点で在りつづけている。最近になって、インフォーマル経済に関する ILO の活動のための政策枠組は何であるべきかについて合意が浮上し始めている。2年前の国際労働会議 (ILC) において、しばしば生きざりぎりの活動となっているものをメインストリームのフォーマルな経済に完全に統合されるディーセント・ワークに変換されるべきインフォーマル経済に対する公共政策の役割を定義した一連の決議が採択されている。本年、我々は、やはり、委員

会で完全に合意し、更に一步進むことができるまでになった。つまり、この概念をILO勧告に組み入れることができた。この件に関し加盟国がしかるべき措置を取るべきだと、本文で承認している。

協同組合は、多くの事案においてその雇用政策が引き合いに出され、経済的意思決定過程への労働者参加の先進的形態を開拓し、かつ、労働組合との強力な関係を発展させている。我々はこの点を誇りとする。しかし、委員会での2年にわたる論議を通じて、我々は、協同組合が雇用基準及び労働立法をバイパスするための手段としてのみ設立される数多くのケースをも聞知した。勧告は、特に、この現象を扱っている。委員会では格別に途上国より為された要請に従い、勧告は、(加盟国に)労働者の権利を侵害する偽の協同組合との闘争するための国内政策を要求し、かつ、労働立法が事実上すべての企業で適用されることを保障することにより左様に振舞うことを要求している。当該の条項は完全なコンセンサスを得て採択された。人材開発は、現代世界では経済的成功及び社会進歩の双方にとって決定的になっている。勧告で一連の人材開発の諸要素を確定し、かかる措置のための広範な付託を規定した。

第四に、勧告は、統合しつつある世界という実体を承認し、この現実に立って有用なガイダンスを提供している。勧告は、本文を普遍化することにより、かつ、協同組合概念をグローバルなものにすることで、そうしている。経済的境界が消滅しつつある世界で勧告がこの現実を反映することは決定的である。

結びで、労働組合及び使用者団体が協同組合の成長を励まし、支援する役割を演じ

られるということが承認されている。

1億の人間が協同組合で雇用され、8億の市民が組合員であることを思えば、この勧告は意義深くも、まことに時宜を得ている。勧告は柔軟でプラグマチックである。勧告は、協同組合における無視することのできない持続的な成長のための触媒となりうる。

プシキエビッチ氏、フランス語(ポーランド政府アドヴァイザー、協同組合促進委員会議長)

協同組合は、共通の経済的及び社会的諸目的を達成するために、また、非常に競争的になっている市場で成功にとって不可欠の規模の経済を実現するために個人が寄り集うことを可能にする大変効果的な手段です。同様に、例えば、協同組合は、しばしば、市場及び原材料にアクセスすることを容易にする上で主要な役割を演じています。企業を支援する協同組合は、中小企業が、個人の買い手が調達することのできる諸条件よりも有利な条件で原材料を手に入れるためにその資金を結合することに役立つのです。商品開発を行う協同組合は、零細企業が規模の経済を実現し、かつ、それなしには競争に立ち向かうことができない交渉力を上げることを可能にするのです。

別の状況においては協同組合の調整は、慎ましやかなサイズの事業主体が彼らだけでは購入することのできない高価な装置を共同で手に入れ、かつ利用することを可能にします。

例としてドイツでは実際に会計顧問は、彼らのためにびっくりするような情報機器を運用する協同組合の組合員なのです。

委員会は、広く承認されている「協同組合」という術語並びに国際的協同組合運動

により定式化されている協同組合の価値及び原則を採用したが、それは、加盟国が、協同組合運動を促進することをめざす彼らの努力において疑いもなく大いに役立つことでありましょう。我々の委員会の審議で、協同組合の発展に好都合な政治的、法的及び制度的環境は極めて重要(une importance primordiale)であることが確認され、また、かかる環境の主要な諸契機に関して正確な指図と、それを実行する方法が提出されました。

議長 さて、協同組合促進委員会報告の一般討議を開始します。

Mr. ABDALLAN (政府側アドヴァイザー、ナイジェリア) 割愛

Ms. KATONYALA (労働者側アドヴァイザー、ナミビア) 割愛

Ms. ANDREW (使用者側アドヴァイザー、カナダ)

私は使用者側にとってのいくつかの深刻な関心分野について述べた。特に、この文書における労働基準及び労働者の権利に関する過度の突出についてであり、要するに、さような主題が協同組合の促進という主要目的に暗影を投げるということである。ディーセント・ワークなる術語が挿入されているが、この概念を欠いた所で勧告本文の如き実践的目的は定義されるのである。協同組合という企業形態のために特別な処遇及び支援が何度も言及されているが、それは協同組合の規模、目的及び活動を考慮に入れたものではない。これは、“level playing field”の概念からの正当なスタート

ではない。

2002年の国際労働会議に向けた使用者側の任務は、勧告案中のこういった深刻な欠陥を修正することにあった。三者委員会に加わり新しい勧告のその真価を裏書するうえで、そうする必要があった。

我々は2002年の討議ラウンドに入るについて、主要な4つの目的に関し修正をめざした。

1. 前文並びにこれまでの、凡そ考えつく限りのILO条約及び勧告——協同組合にとって重要性は持つとはいえ——へのそこでの不必要な言及を簡素化すること。
2. ディーセント・ワークへの言及を削除すること。量目に見ても(eye-of-the-beholder)概念が曖昧で、いかなる言語においてもいささか不適切な推論が必要(*)だからである。
3. ビジネス組織のすべての形態に“level playing field”を保障し、かつ、協同組合が他の経済プレーヤーに匹敵し、又は衡平なベースにおいて処遇されることを請合う措辞を挿入すること。
4. 全体として、途上国、市場経済への移行国及び工業国で適当する意思決定過程を奨励することになる柔軟でユニバーサルな勧告本文を通じた協同組合の促進にピントを合わせること。

(*) 英語版 with a rather unfortunate corollary in any language、仏語版 notion vague qui a en outre l'inconvenient de presenter une connotaion facheuse dans toute languages、「その上、いかなる言語においてもやっかいな内包を呈する不都合さを持つ曖昧な観念」とある。

残念ながら、決然たる努力にもかかわらず、この勧告本文を改善する上で我々は完全には成功しなかった。

前文で労働基準及び労働者の権利に関するこれまでの本文についてのおびただしい言及の縮小に代えて論議は、そういった3つの言及を新たに行うことに決した。

我々は、また、協同組合は単立ちしたばかりの、社会的に動機付けられた組織であるとする労働者側及び多くの国々(の政府側代表)の観念の蒙を開けなかった。このことは、勧告案において、協同組合は単一の社会的セクタ又は社会的経済の一部を成すということを暗示する粗悪な措辞に帰着した。

“level playing field”の論点に関する途上国政府と工業国政府との間の深刻な分裂は、ただ単に協同組合の組織形態にではなく、社会的又は公共的政策の目的に関する事業に支援及び援助をリンクさせるわれわれの提案によっても架橋されなかった。こういった解決方法を採用すれば、巨大な、力強い商業的協同組合は、経済的及び社会的改善を達成する上で人々を手助けすることに関与する闘う協同組合向けの政府支援(government assistance meant for the struggling ones)を受けるに値しないことになったろう。

委員会は、結局、本質的にそれぞれの国に公正な取り扱いの前線でそれ固有の仕掛けの余地を残す「国内の法律及び慣行に合致して」なる措辞を決定した。

私がそうであるように、協同組合に関し力強い積極的な体験を有している工業国は、この勧告本文で工業国以外に向けられたガイダンスのルート上にある多くのものを共有することができなかったことは、不幸にも真実である。私が伝えたかった重要な警

句は、経済成長及び市民向けの仕事創出のための重要なツールでもある中小企業を含むバランスの取れた発展に好都合な諸条件が必要である、ということである。勧告案の情報を得ていない読者は、さしづめ、協同組合を促進させる第一の任務は労働組合に助けを求めることであり、第二に特別の政府支援を求めることであると考えてるのではないか。

全体として、協同組合の促進に関する勧告案は、所与の状況で我々が成就することのできた最善のものである。

Mr. POOLE (労働者側アドバイザー、英国)

労働組合の陣営に属するものとして、我々は、いつも、協同組合運動は社会的セクタ、社会的経済の一部であることを承認してきた。勧告案は、この点をパラグラフ4(h)及びパラグラフ6で承認している。これ信じているのは英国では労働組合だけではない。当該の確信は英国政府によっても共有され、政府は、英国における社会的経済を促進するために通産省内に一部局を立ち上げた。

我々すべては、英国において、協同組合運動がわが国における社会的経済の最大の部分をなしていることに同意する。今日の相互依存的世界では、連帯の原則に立脚して、より多くの協同組合が設立されることが世界の人々の福祉にとって決定的である。これは、工業国のみならず途上国にとっても真実である。この勧告案の良さは、その柔軟性にある。それは、全ての政府に、国内法、慣行及び手続を考慮に入れて実施することを許容するものである。それは、良き労働慣行及びディーセント・ワークという概念に関する協同組合の見解を維持することに固

執しているのです。協同組合運動にとっても受け入れることが可能であろう。

労働組合は、新しい協同組合の設立を援助し、かつ、各国政府にこの優れた勧告案を実施に移すことを要請する覚悟ができていますし、新規の持続可能な職場を創出し、かつ、経済活動の利益を全世界の人々にもたらす用意がある。

Ms. DIALLO(労働者側派遣委員、ギニア) 割愛

Mr. ERIXON(使用者側代表、スウェーデン)

150年前、わが国は欧州で最貧国の一つであった。1860年代に3年連続の飢餓を体験した。第一次世界大戦が勃発する以前に、国民の4分の1がアメリカ合衆国に移民をしている。

19世紀半ばに、社会の政治的、経済的分野で一連の制度的転換が行なわれた。議会制民主主義、地方自治制度及び市場経済と取引の自由という概念が受け入れられ始めた。

当該の制度的転換は工業化という大波から利を得ることを可能にし、やがてそれは全欧州を席卷し始める。かくして、1870年から1970年の期間に、世界にほとんど類例のない、唯一日本に比肩する経済成長率を享受した。

このプロセスのキーワードは自由な市場経済、取引の自由、規制緩和である。協同組合は、例え限定的なものであったにしてもこの発展に一役買っている。唯一の(市場)プレーヤーというものも存しなければ、最良の牽引者(the prime mover)というものもない。概して、(市場)プレーヤーは、他の形態の企業と同一の扱いを受けている。例外は幾つかあるが、この政策は今日まで続

けられてきている。

だが、加盟諸国にとっては、協同組合は、多くの場合において、彼らの経済的及び社会的発展の不可分の部分を成していた。

とはいえ、多くの国々が、世界の中でより発展した部分の経済的進歩に遅れを取るまいと望んでいることは納得が行く。餓えと困窮とが克服されなければならないのであれば、これは絶対的に重要である。欧州の経営者たちは、多くの国々でこれが優先事項となっていることを十二分に理解している。

協同組合の促進に関する新しい勧告は、むづかしい論議の結果として登場した。妥協的文書の常として、あなた方の見解が何であろうとも、完璧というには程遠い。

使用者側の見通しからは、勧告案は2つの当事者利益に不当に傾斜している。第一に、政府側の利益に。協同組合の組合員にとって最も重要な目的とは無縁な目的のために協同組合を利用することを再び求めている。第二に、労働者側の利益に。彼らは、件の論点よりか彼ら自身の権利及び労働基準を一層強調した。

更に、協同組合に優待的待遇を与えようとする一般的傾向は払拭されていない。勧告は、それを読んだ者が信じ込まされることがあるにしても、失業及び不満足な社会的諸条件のための一般的救済策ではない。

ビジネス企業及び社会団体の他の形態もまた、世界をより良い場とするために貢献しているし、おそらく協同組合が為すよりも遙かにそうしているだろう。にもかかわらず、勧告は実施されうるだろうし豊かな効用をもたらすかもしれない。使用者側は、時として、規定のあるものを受容するについて行き過ぎを感じた。それにもかかわらず、特に欧州サイドからみて死活的な重要性

を有する経営者の関心が考慮に入れられた。

故に、我々は、勧告が公正に実施に移され、世界の多くの地域で経済的、社会的諸条件の改善に効果的に寄与するものとなることを真摯に望むものである。

Ms. KOFIE (労働者側アドバイザー、ガーナ) 割愛

Mr. TRICOCHÉ (労働者側アドバイザー、フランス)

勧告案は、経済セクタの至る所で事業が認められる協同組合の生命力に基づいて、市場経済の企業が十分には発展をしていないセクタにおいて政府が協同組合の活動を促進し、かつ、社会への労働者の統合を奨励すべき格別の措置を提案するものである。

勧告案は、訓練活動、組合員の技量の開発を通じ、また、人材開発への投資、協同組合原則の普及によって、協同組合の間において、また、組合内において競争を促進することを目的としている。勧告案で言及されている原則には、衡平、連帯、相互援助、企業精神、良きガバナンス、団体交渉といったものがある。

勧告案の役割に関し重要な二つの点について強調をしておきたい。協同組合は、ディーセント・ジョブの創出を促進することで社会的経済の発展に寄与するべきである。勧告は、労働の場における基本的原則及び権利に関する宣言の枠組に従って、グローバル化の社会的諸側面及びILOがこの分野で行なった努力に対し積極的に寄与している。勧告案の本文で、社会内における経済的、社会的バランスは3つの強力なセクタ、すなわち、私的セクタ、公的セクタ及び我々が社会的経済と呼称しようとして

いるセクタがある場合にのみ成就されることを承認している。

それゆえに協同組合は、これら二つのセクタにおけるすべての活動の発展に寄与するものであり、そして政府は代理の現象を忌避しつつ己が役割を演じることになる。

Mr. ROELANTS (使用者側アドバイザー兼代理派遣員、イタリア) 割愛

Mr. WOJCIK (労働者側アドバイザー、ポーランド) 割愛

Mr. ZAPIRAN (労働者側アドバイザー、ウルグアイ) 割愛

Mr. AMPIAH (使用者側アドバイザー、ガーナ) 割愛

Mr. ATTIGBE (労働者側アドバイザー、ベニン) 割愛

Mr. HOWARD (使用者側アドバイザー、アメリカ合衆国)

勧告案は、Mr. タンの言葉を引用すれば、「なんとか折り合いをつけることができる定式」である。

委員会の論議において無視され、又は勧告の最終ドラフトにおいて水で薄められたいくつかの点について率直に所感を述べたい。

1. 協同組合は、生き残るためには、組合員だけではなく協同組合の労働者及びより広く社会を利するために協同組合が持続可能になることを保障する創造的かつ起業家的才知を有する人々により統率されなければならない。起業家的スキルにつ

いて消極的な言及がなされている反面で、雇用の場の用意、ディーセント・ワーク、労働者の権利の適用ということを通じて、どちらかと言えば、協同組合の社会的責任に焦点を当てる傾向があった。所で、我々の誰しもが同意できることは、こういったことは企業にとって肝要なことであるが、他のどんな企業にしてみてもだが協同組合が破産をするその日には、これらの目的は何一つとして成就されないことになる。我々は、協同組合のビジネス上の目的と職場を提供し社会の不利益をこうむっている人々を向上させることとの間には、もっとバランスが持たされ得たのではないのか、と思う。

2. 勧告は、協同組合より利益を得ることになる人々に対する広い一般的なガイダンスを提供する文書としてデザインされるべきであったし、また、何もかもをも信用の供与、市場への社会的責務の浸透、および、労働者の権利という面から、いかに為すべきであるのかと詳細に規定するには及ばないはずであった。そうはならなかったことは明白である。70年の間に採択されてきたおびただしいILO条約が前文で全て列挙されているからである。我々は、こういった繰り返しは無用と思うし、時が過ぎれば、将来の文書にとって重荷になるであろう。
3. 決定的に重要なのは、結社の自由及び労働者の団結権という論点である。我々はこれらの原則を強く信奉するものであるが、民主主義の重要な原則の一つである選択の自由がこれらの原則に含意されているとも信じるものである。換言すれば、労働者は、彼らが労働者の団体に帰属することを望むかどうかに関し選択を

し、また、当該の選択にあたって彼らは帰属することも帰属しないことも選択できる、ということである。協同組合に関する勧告は、アメリカ合衆国の使用者の大多数にしてみればバランスを達成したというには程遠いものがある。すなわち、第4節、第16(a)に、「労働者の団体は、協同組合の労働者が労働者団体に加入することを助言し、かつ、援助することを奨励されるべきである」とある。ILOの結社の自由の原則の下に選択の含意があるという事実への言及は何もないのである。

4. NGOの文書を勧告の付属として付け加えることは不必要であり、それは、国際労働会議(this house)の三者的性格に衝撃を与えかねない先例を創りあげる余地のあるものである。

最後に、文書中に“social audit”(社会監査)という術語を含めることを支持しない。それは定義の為されていない術語であり、普遍的に理解されている術語でないことも確かであるからだ。文書がバランスを欠いていることは我々の頭痛の種であり、それが勧告を熱狂的に支持する気にさせないのだ。

Mr. RAMAN (労働者側アドヴァイザー、インド) 割愛

以上で陳述が終了し、暫定議事録、付属文書、勧告本文の採択と議事が進行し、明朝の総会で勧告に関する正規表決が行なわれる旨が述べられ、議事の一切がここに終了する。